

## 申請者（中小企業等）向けQ & A

### <事業内容>

Q1 本年度の6月（募集期間前）に特許について外国出願を行いました。この外国出願に要した費用について助成を受けることができますか？

A. できません。採択決定前に出願が完了している案件は助成対象外です。

応募受付期間<平成30年7月2日（月）～平成30年8月3日（金）>に本事業に申請していただき、審査の結果、採択決定後（平成30年9月中旬頃を予定）～年内に行う外国出願（PCT国際出願の場合は、日本国を除く各国移行の部分）に要した費用のみが本事業の助成対象となります。

Q2 ジェトロ及び都道府県等中小企業支援センター等（以下「センター」といいます。）の両方に、同一内容の外国出願を申請することはできますか？

A. できません。

同一の内容で同一出願国の場合は、センター又はジェトロのいずれかに申請してください。

Q3 センターに採択されて、補助金を受けた同一内容の案件のうち、別の国への出願をジェトロに申請できますか？

A. できます。

その場合は、必ず「申請書（様式第1-1又は1-2）」の「16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無」の欄に、詳細をご記入ください。

なお、同一内容の申請にかかる補助金の上限額は、センターとジェトロ両団体からの補助金の合計額であり、各種別上限額は以下の通りです。

特許：150万円、実用新案・意匠・商標：それぞれ60万円、冒認対策商標：30万円

Q4 冒認対策商標とは何ですか？

A. 本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け（先取り）出願」を冒認出願、その対策を目的として外国へ出願する商標を「冒認対策商標」と定義付けしています。なお、冒認対策商標で申請する場合、冒認対策の意思があればよく、具体的な事業計画は必要ありません。

## <申請資格者>

### Q5 申請資格でいうところの中小企業の定義とは、どのようなものですか？

A. 下記表に該当する事業者（中小企業支援法第2条に規定された要件を満たす者）で、大企業が実質的に経営に参画していない者（みなし大企業でない者）です。

業種	資本金の額及び従業員の数
① ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
② 旅館業	5,000万円以下又は200人以下
③ 製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種（④～⑥を除く）	3億円以下又は300人以下
④ 卸売業	1億円以下又は100人以下
⑤ サービス業	5,000万円以下又は100人以下
⑥ 小売業	5,000万円以下又は50人以下

「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者となります。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

(※) 大企業とは上記以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合。

### Q6 弁理士に依頼せず、自ら現地代理人に依頼して外国出願をする場合でも、申請することはできますか？

A. できます。

ただし、申請者自身で必要な書類の提出ができることが条件です。

### <助成対象となる出願>

Q7 一社で複数の外国出願を申請する予定ですが、複数の外国出願（特許・実用新案・意匠・商標）を本事業の助成対象とすることはできますか？

A. できます。

ただし、1申請者当たりの補助金の上限額は、センター及びジェトロの補助金の合計が300万円です。その限度額以内であれば、件数に制限はありません。複数の応募が可能です。

Q8 パリ条約上の優先権を主張せずに外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 「特許・実用新案・意匠」の場合は、優先権を主張しない出願（ダイレクトPCT、ハーグ出願を除く）は、国内出願が原因となって新規性を喪失し、権利取得の可能性が否定される可能性があるため、助成対象とすることはできません。「商標」については上記の懸念がないことから、優先権主張を伴わない出願であっても、助成対象となります。

Q9 日本では漢字のみの文字商標で登録していますが、外国ではアルファベットによる読みを併記した形で出願したいと考えています。申請可能ですか？

A. 申請可能です。

原則として国内出願と同一内容の出願が助成対象となります。しかしながら、優先権主張を伴わない商標の直接出願に限り、出願国での使用形態等に応じたやむを得ない変更について、その必要性が認められる場合は、「同一内容」の範囲として認めることがあります。本事業に申請いただく段階で「同一内容」かどうか、やむを得ない変更かどうかを含め審査しますので、外国出願を予定する商標（案）を提出するとともに、申請書の「7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」欄に変更を必要とする理由等を記載してください。審査でやむを得ない変更と認められた場合、助成対象となります。また、変更、変形して外国出願する商標について、商標先行登録調査が必要です。なお、採択後の変更は認められません。採択後の弁理士等から変更が提案されたときは、その変更を行う前に、まずジェトロにご連絡ください。したがって、採択後の変更とならないように申請する前の段階で、選任弁理士と出願内容について十分に相談してください。

Q10 特許審査ハイウェイ（PPH）を利用して外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 助成対象です。

PPHの申請を出願と同時(同日)に行うのであれば、PPH申請にかかる費用（代理人費用含む）についても助成対象経費となります。

Q 1 1 欧州特許庁や欧州連合知的財産庁への出願案件は本事業の助成対象となりますか？

A. 助成対象です。

欧州特許庁又は欧州連合知的財産庁（旧称：欧州共同体商標意匠庁）への出願手続についても、1国に対する出願と同趣旨ですので助成対象となります。ただし、欧州特許庁から各加盟国への移行手続は登録査定後に行われますので、出願後に発生する費用となるため助成対象にはなりません。

Q 1 2 基礎となる国内出願の名義は社長個人となっていますが、中小企業者名義で外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 申請は可能です。

ただし、本事業は中小企業支援ですので、外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願が、共に申請者である中小企業者の名義であることが必要です。そのため、採択後外国出願をする前までに、国内出願の名義を申請者の中小企業者に名義変更してください。

Q 1 3 他社と共同で外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 助成対象です。

ただし、その外国出願に関する中小企業者の持分比率に応じた費用のみが助成対象となります。そのため、共同出願の場合は、基礎となる国内出願及び外国出願のそれぞれにおける持分割合の明記がある契約書等を、応募の際添付書類として提出してください。

#### <助成対象経費>

Q 1 4 助成対象経費としてどこまでが認められるのでしょうか？

A. 基本的な考え方として、外国特許庁に出願するために要した経費が対象となります。

##### ■外国特許庁へ支払う費用：

・外国特許庁へ支払う出願料と、同時（同日）に支払う費用（出願費用、審査請求費用、PPH費用、IDS費用等）

##### ■国内外の代理人手数料（代理人は国内1か所、現地<出願国>1か所です）

・出願手数料：ただし、優先権証明書取寄手数料(日本国特許庁に支払う印紙代)は対象外です。  
・補正手数料：ただし、事前に補正内容等を申請書に記載していない場合には、対象外となることがあります。

・出願国の制度上出願に必要なことが認められる経費(公証人証明申請費用、委任状作成費用等)

・銀行送金料・送金手数料：ただし、本事業に無関係な案件と共に銀行送金をした際の送金手数料は対象外です。また、複数回の銀行送金を行った場合は、初回の分のみが対象となります。

■翻訳代

Q15 PCT国際出願に要する経費に関して、具体的な助成対象経費とは何ですか？

A. PCT国際出願の場合は、各国への移行に要する費用のみが助成対象となります。国際段階の手数料（出願手数料、取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料等）は助成対象ではありません。

Q16 外国商標の先行登録調査費用は、助成対象経費ですか？

A. 先行登録調査費用は、申請前に発生した費用であって、外国特許庁に出願するために要した経費ではないため、助成対象経費には含まれません。

Q17 見積書の時点で設定したレートより、実際に出願した際のレートが上がったため、交付決定金額を超えてしまった場合、どうなるのですか？差額がプラスされて支払われるのでしょうか？

A. いいえ、差額をお支払いすることはできません。

交付決定額が助成上限額となります。従って、レートの上昇により実際にかかった費用が増えた場合においても、交付決定額以上をお支払いすることはできません。そのため、見積り時には、レートの変動を想定した上で、レート設定して計算することをお勧めします。

Q18 商標出願申請について、8.申請時提出書類（2）添付書類⑧の「先行登録調査の結果」は、どのようなものを提出すればいいのですか？

A. 選任弁理士（選任代理人）と必要な調査について相談の上で、最低限の調査として、TMviewやJ-PlatPatを使用した先行登録調査の検索結果を提出してください。審査において適正な評価を受けられるように、TMviewやJ-PlatPatに加え、出願国での調査結果（ASEAN-TMview、国際機関や主な出願予定国における無料データベースによる検索結果）を添付することをおすすめします。

例えば、以下の無料検索サイトが平成30年6月4日現在利用可能です。

➤ ASEAN-TMview

<http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>

➤ 世界知的所有権機関（WIPO）「Global Brand Database」

<http://www.wipo.int/branddb/en/>

➤ 米国特許商標庁（USPTO）の商標検索サイト

<http://tmsearch.uspto.gov/bin/gate.exe?f=searchss&state=4807:zpyuud.1.1>

- 中国国家工商行政管理総局商標局（SAIC）の中国商標網

<http://sbcx.saic.gov.cn>

◎外国における無料データベースの種類や使用方法等で不明点がある場合には

特許庁では、中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付けてサービスを提供する「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置しています。

外国における無料データベースの種類や使用方法等で不明点がある場合には各都道府県所在の「知財総合支援窓口」をご活用ください。

<知財総合支援窓口>

<http://chizai-portal.jp/index.html>

全国共通ナビダイヤル 0570-082100

全国 47 都道府県に設置されたお近くの窓口につながります。

Q19 申請しようと思う特許出願に係る事業について、投資会社による評価をうけました。申請書類に「任意」として提出した方がいいですか？

A. 評価者が評価分野において知見のある第三者であれば、当該評価者による評価書は審査時の参考資料となるため、提出することをお勧めします。

<スケジュール>

Q20 外国出願が完了する前に補助金を受け取ることはできますか？

A. できません。

そのため、申請者は、外国出願にかかる費用の全額を代理人等に一旦支払う必要があります。支払った事実が証明できる書類と、実績報告書等をジェトロに提出していただき、補助金の交付額を決定し、申請者にお支払いすることになります。

Q21 補助金はいつ頃受け取ることができますか？

A. 翌年2月以降3月末までのお支払いを予定しています。

<留意事項>

Q22 採択決定前に要した経費は助成対象となりますか？

A. 対象ではありません。

採択決定後に行った外国出願に要する経費のみが対象です。

Q23 外国出願はいつまでに完了すればいいですか？

A. 平成31年1月8日(火) 17:00(特許・延長枠は1月31日(木))が実績報告書の最終提出締切ですので、当該実績報告書の提出に間に合うように外国出願を完了する必要があります。

実績報告書提出までに全ての費用の支払いを完了する必要があります。提出書類には、外国特許庁からの受領書や、現地代理人からの書類等も必要になりますので、早目の出願完了をおすすめします。

Q24 採択後、選任弁理士から、日本国内の基礎出願に記載した特許請求の範囲を外国出願では変更することを提案されました。変更してもよいでしょうか？

A. 申請書に記載の内容を元に、権利取得の可能性を審査し、採択を決定しています。審査を行っていない事案については助成対象とすることはできません。

従って、採択後の変更が提案されたときは、その変更を行う前に、まずジェトロにご連絡ください。また、採択後の変更とならないよう、申請段階で、選任弁理士と出願内容について十分に相談し、外国出願内容を申請書に正確に記載してください。

申請前に、PCT国際出願の国際調査報告書で新規性、進歩性を否定する文献が示された場合は、申請段階で外国出願における対応案(補正案)を提出するか、申請書に対応案(補正案)を記載することをおすすめします。

対応案(補正案)には、変更(補正)内容が国内基礎出願の明細書に記載されたものであること、新規性、進歩性が認められるものであることなどの説明も記載してください。また、申請書に添付する先行技術調査は、対応案(補正案)に基づいて行った調査を記載してください。審査では、対応案の妥当性及び権利取得可能性を判断します。

国内基礎出願について拒絶理由解消のため補正した場合も、国際調査報告書の場合と同様、申請段階で外国出願における対応案(補正案)、又は、当該拒絶理由に対する手続補正書等を提出することをおすすめします。この場合の先行技術調査は、対応案(補正案)等に基づいて行ってください。

なお、商標についても同様の手続きが必要です。